

新	旧
<p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章 施工管理 1. ～15. 略</p> <p>16. 工事写真 (1) 受注者は、工事写真を工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、災害写真等を厚木市土木工事写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに掲示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。 (2) 厚木市土木工事写真管理基準の撮影箇所一覧表に記載のない工種がある場合は、類似工種または神奈川県土木工事写真管理基準を準用することについて、監督員と協議すること。 (3) 略 (4) 略</p> <p>17. ～21. 略</p> <p>22. 履行報告 受注者は、厚木市工事請負契約約款第11条の規定に基づき、契約の履行を監督員へ報告しなければならない。履行報告は、工事履行報告書（様式-6）により行うものとし、毎月、月初め7日以内に前月の契約の履行について提出すること。なお、7日が土日祭日の場合は、休日の翌日までに提出すること。</p> <p><u>23.</u> 工程管理</p> <p><u>24.</u> 就労の安全確保 (1) 略 (2) 略</p> <p>第4章 その他 1. ～9. 略</p> <p>10. 適用日 この仕様書は、<u>令和元年7月1日</u>から施行</p>	<p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章 施工管理 1. ～15. 略</p> <p>16. 工事写真 (1) 工事写真は、設計図書及び厚木市土木工事写真管理基準に基づき撮影し、監督員の指示ある場合は、速やかに提示できるよう備えておくこと。なお、撮影に際しては、神奈川県土木工事写真の手引き、土木工事写真の手引き（工事写真委員会編）を参照し、カラー写真のみを使用すること。 (2) 工事写真の整理、提出等については、厚木市土木工事写真管理基準による。 (3) 略 (4) 略</p> <p>17. ～21. 略</p> <p><u>22.</u> 工程管理 (1) 略 (2) 略</p> <p><u>23.</u> 就労の安全確保 (1) 略 (2) 略</p> <p>第4章 その他 1. ～9. 略</p> <p>10. 適用日 この仕様書は、平成<u>30年4月1日</u>から施行</p>

し、同日以降に契約した工事について適用する。

別添表 1 略

別添図 1 略

別添図 2 略

建設業許可票の記入例

労災保険関係成立票の記入例

様式-1～様式-5 略

様式-6 工事履行報告書

し、同日以降に契約した工事について適用する。

別添表 1 略

別添図 1 略

別添図 2 略

様式-1～様式-5 略